⑻　本工事は、入札時に施工計画等の提案を受け付け、価格以外の要素と価格を総合的に評価して落札者を決定する総合評価落札方式（技術提案評価型（S型））の適用工事である。また、品質確保のための体制その他の施工体制の確保状況を確認し、施工内容を確実に実現できるかどうかについて審査し、評価を行う施工体制確認型総合評価落札方式の試行工事である。

⑼　本工事は、契約締結後に施工方法等の提案を受け付ける契約後ＶＥ方式の試行工事である。ただし、総合評価落札方式の提案範囲を除く。

⑽　本工事は、競争参加資格確認申請書（以下「申請書」という。）及び競争参加資格確認資料（以下「資料」という。）の提出、入札等を電子入札システムで行う対象工事である。なお、電子入札システムによりがたいものは、発注者の承諾を得て紙入札方式に代えるものとする。

⑾　本工事は、競争参加資格を有すると認められた者に対し、見積参考資料を開示する試行工事である。

2　競争参加資格

次に掲げる条件を満たしている者により構成される特定建設工事共同企業体（以下「特定ＪＶ」という。）又は経常建設共同企業体（以下「経常ＪＶ」という。）若しくは単体有資格者であること。

なお、特定ＪＶとして競争に参加する場合は、別に公示する特定ＪＶの資格決定を受けること。

⑴　予算決算及び会計令（昭和22年４月30日勅令第165号）（以下「予決令」という。）第70条及び第71条の規定に該当しない者であること。

⑵　近畿地方整備局における平成25・26年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定を受けている者であること。

⑶　近畿地方整備局における平成25・26年度港湾土木工事に係る一般競争参加資格の決定の際に算定した客観点数が1,150点以上の者であること（会社更生法（平成14年12月13日法律第154号）に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年12月22日法律第225号）に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、近畿地方整備局副局長が別に定める手続に基づく一般競争参加資格の再審査の際に算定した当該港湾土木工事における客観点数が1,150点以上であること。）。

⑷　会社更生法に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法に基づき再生手続開始の申立てがなされている者（上記⑶の再審査を受けた者を除く。）でないこと。

⑸　平成11年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工実績を有する者であること。なお、経常ＪＶにおいては構成員のいずれかが同種工事の施工実績を有していればよい（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、当該施工実績が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工実績である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㈠　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては、次の①及び②の施工実績を有すること。なお、①と②は別件工事でも可。

①　サンドコンパクション船による地盤改良工において、サンドコンパクションパイル本数400本以上を打設した工事

②　サンドドレーン船又はサンドコンパクション船による地盤改良工において、サンドドレーン本数7,700本以上を打設した工事

㈡　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、次の③及び④の施工実績を有すること。なお、③と④は別件工事でも可。

③　サンドコンパクション船による地盤改良工において、サンドコンパクションパイル本数200本以上を打設した工事

④　サンドドレーン船又はサンドコンパクション船による地盤改良工において、サンドドレーン本数3,900本以上を打設した工事

⑹　次に掲げる基準を満たす主任技術者又は監理技術者を当該工事に専任で配置できる者であること。配置予定技術者が現在他の工事に従事している場合は、契約締結時に当該工事に配置できる者に限る。ただし、法令の規定により専任での配置を義務付けられていない場合は、専任での配置を求めないものとする。

①　１級土木施工管理技士又はこれと同等以上の資格を有する者であること。

②　平成11年４月１日以降、競争参加資格確認申請書の提出期限までに、元請けとして完成・引き渡しが完了した次の要件を満たす同種工事の施工経験を有する者であること（共同企業体の構成員としての実績は、出資比率が20％以上であること。ただし、乙型共同企業体の同種工事の施工実績については、出資比率にかかわらず各構成員が施工を行った分担工事の実績であること。）。

なお、当該施工経験が国土交通省が発注した工事のうち入札説明書に示すものに係る施工経験である場合にあっては、評定点合計が入札説明書に示す点数未満のものを除く。

㈠　特定ＪＶの代表者又は経常ＪＶ若しくは単体有資格者にあっては、上記⑸㈠①又は②の同種工事の施工経験を有すること。

㈡　特定ＪＶの代表者以外の構成員にあっては、次の①又は②の同種工事の施工経験を有すること。

①　サンドコンパクション船による地盤改良工において、サンドコンパクションパイルを打設した工事

②　サンドドレーン船又はサンドコンパクション船による地盤改良工において、サンドドレーンを打設した工事

監理技術者にあっては、監理技術者資格者証及び監理技術者講習修了証を有する者又はこれに準ずる者であること。ただし、法令の規定により監理技術者資格を求めない場合は、この限りではない。

⑺　申請書及び資料の提出期限の日から開札の時までの期間に、近畿地方整備局から「地方整備局（港湾空港関係）所掌の工事請負契約に係る指名停止等の措置要領」（昭和59年３月31日付け港管第927号）に基づく指名停止を受けていない者であること。

⑻　入札に参加しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者のすべてが共同企業体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。（入札説明書参照）

⑼　警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する者又はこれに準ずる者として、国土交通省公共事業等からの排除要請があり、当該状態が継続している者でないこと。

⑽　施工計画書のうち、技術提案に対しては、提案の内容を明記した資料（以下「技術提案書」という。）、又は標準案に基づく施工計画書が適正であること。

3　総合評価落札方式に関する事項

⑴　評価項目は以下のとおりとする。（詳細は入札説明書参照。）

工事目的物の性能・機能の向上に関する項目及び社会的要請への対応に関する項目の技術提案

⑵　施工体制の評価項目は、次のとおりとする。

①　品質確保の実効性

②　施工体制確保の確実性

⑶　入札参加者は価格及び技術提案をもって入札し、次の①～③の要件に該当する者のうち、⑷によって得られた数値（以下「評価値」という。）の最も高い者を落札者とする。

①　支出負担行為担当官から、競争参加資格を認められた者であること。（入札説明書参照）

②　入札価格が予決令第79条の規定に基づいて作成された予定価格の制限の範囲内であること。

③　評価値が標準点を予定価格で除した数値（以下「基準評価値」という。）に対して下回らないこと。

上記において、評価値が最も高い者が２人以上あるときは、当該者にくじを引かせて落札者を定める。

⑷　評価値の算出方法　評価値は次式により算出する。

評価値＝（標準点＋加算点＋施工体制評価点）／入札価格

①　標準点　⑶①～②の要件を満たす者に対して100点を付与する。

②　加算点　技術提案項目に対して最大60点を付与する。

③　施工体制評価点　施工体制評価項目に対して最大30点を付与する。

⑸　評価の担保

①　受注者が競争参加資格通知時に「実施義務有り」として通知された技術提案について、受注者の責により提案内容が履行できなかった場合、請負工事成績評定の減点を行うとともに違約金の徴収を行う。（入札説明書参照）